

諮詢番号：令和4年度諮詢第13号

答申番号：令和4年度答申第20号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、神戸市 [] 所在の [] 階建鉄骨鉄筋コンクリート造マンション（建物の名称「[] []」の [] 階部分に自己が所有する [] 平方メートル（共用面積を含む壁芯面積 [] 平方メートル）の区分所有家屋（建物番号「[]」。以下「本件マンション」という。）について、令和2年度固定資産税・都市計画税の納付を、一部を除き納付期限までにしなかったため、合計2,500円の延滞金（以下「本件延滞金」という。）の納付義務が発生した。
- 2 審査請求人は、令和4年2月8日、処分庁に対し、延滞金減免申請書を提出し、本件延滞金の減免を求めた（以下「本件申請」という。）。
- 3 処分庁は、令和4年2月15日、審査請求人に対し、本件申請にかかる本件延滞金の減免について、神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号。以下「市税条例」という。）第13条第5項及び神戸市市税条例施行規則（昭和30年11月規則第82号。以下「市税施行規則」という。）第11条第1項に規定する減免事由には該当しないとして、本件申請を否認する旨の同日付け延滞金減免申請否認通知書を発出した（以下「本件処分」という。）。

4 審査請求人は、令和4年4月28日、本件処分を取り消す、との裁決を求めて審査請求をした。

第3 審査関係人の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求人の令和2年度固定資産税・都市計画税の納税遅延は、数年前に審査請求人の実父が死亡したことや、実弟が海外勤務のため、父親の相続手続が遅れたことに関連して、納税の自動引落しにトラブルが生じたために発生したものと考えられるが、これについては処分庁との電話でのやり取りで解決済みとの認識をしており、処分庁からは延滞金について何も言わなかったものである。このような経過の中で、令和3年1月には糖尿病等で入院中の実母も亡くなり、審査請求人自身も、平成30年10月に癌の手術を受け、令和元年8月には再手術を受けて、現在も月に1度通院中であり、多額の費用を必要としているうえ、令和3年3月31日には定年退職をしている。

以上の事実によれば、本件延滞金については、市税条例第13条第5項、市税施行規則第11条第1項第4号及び第5号に規定する延滞金の減免事由に該当する。

(2) また、本件延滞金の納付書の送付については、郵便局の誤配・未配達等の可能性が考えられ、審査請求人の自宅にも他人宅への郵便物が誤って配達されることがよくあり、審査請求人が本件延滞金の納付書を確認した記憶はない。したがって、本件延滞金については、市税施行規則第11条第1項第7号に規定する延滞金の減免事由にも該当する。

(3) 審査請求人は、居住する□では現に延滞金の減免措置を受けており、本件処分は不当である。

2 審査庁の見解

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1. 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2. 審理員意見書の理由

(1) ①審査請求人は、自己が所有する本件マンションについて、令和2年度固定資産税・都市計画税の納付を、一部を除き納付期限までにしなかつたため、合計2,500円の延滞金（「本件延滞金」）の納付義務が発生したこと、②審査請求人は、令和4年2月8日、処分庁に対し、「2021年2月4日付け延滞金減免申請書」を提出し、本件延滞金の減免を求めしたこと（「本件申請」）、③処分庁は、令和4年2月15日、審査請求人に対し、本件申請にかかる本件延滞金の減免について、市税条例第13条第5項及び市税施行規則第11条第1項に規定する減免事由には該当しないとして、本件申請を否認する旨の延滞金減免申請否認通知書を発出したこと（「本件処分」）、④審査請求人は、令和4年4月28日、「本件処分を取り消す。」との裁決を求めて審査請求をしたこと、以上の事実は前記第2の1ないし4に記載のとおりである。

(2) 次に、本件の資料によれば、以下の事実が認められる。すなわち、

ア 処分庁作成にかかる本件マンションの令和2年度の「固定資産税・都市計画税 課税証明書」によれば、土地課税標準額が固定資産税分62万5,000円・都市計画税分125万円、家屋課税標準額が固定資産税分538万9,000円・都市計画税分538万9,000円であり、合計課税標準額は、固定資産税分601万4,000円・都市計画税分663万9,000円となるところ、これに対する固定資産税額は8万4,100円（601万4,000円×1.4%、100円未満切捨て（以下同じ。））、都市計画税は1万9,900円（663万9,000円×0.3%）となることから、令和2年度の本件マンションの固定資産税・都市計画税の納付年税額は10万4,000円（8万4,100円+1万

9,900円)と算定されたこと

イ 処分庁は、納税者である審査請求人に対する令和2年4月1日付「令和2年度 固定資産税・都市計画税 納税通知書」(以下「本件納税通知書」という。)を作成したうえ、これを審査請求人の住所である[]宛に郵送するため、令和2年4月2日、本件納税通知書を[]郵便局に料金後納郵便物として差し出したこと、本件納税通知書には下記の内容が記載されていたこと
記

- ① 納税義務者である審査請求人の住所及び氏名
- ② 通知書番号(納税義務者である審査請求人の番号[])
- ③ 本件マンションの固定資産税・都市計画税の課税に係る課税標準額、税額、納付年税額(上記アと同一内容が一覧表として記載)
- ④ 納付年税額10万4,000円を第1期から第4期までの4回に分割して、各期2万6,000円の均等割りによる分割納付をすることとし、その納期限を、第1期を令和2年4月30日、第2期を同年7月31日、第3期を同年12月25日、第4期を令和3年3月1日と定め、各期の2万6,000円を各納期限までに必ず納税すること

ウ 審査請求人は、令和2年度の固定資産税・都市計画税の合計額10万4,000円(納付年税額)について、上記第1期分から第3期分をそれぞれの納期限までに支払わず、令和3年1月28日に10万4,000円全額を一括で納付したこと

エ 以上の結果、本件滞納税の延滞金は、下記の算式のとおり、令和2年度第1期分が1,500円、第2期分が1,000円、第3期分が0円と算定され、合計2,500円と確定したこと

記

- ① 固定資産税・都市計画税の延滞金の算出方法
 - a 固定資産税の延滞金の計算式は、滞納税額×適用割合×遅延日数/365日とされているところ(地方税法(昭和25年法律第226号。

以下「法」という。) 第369条、市税条例第13条等)、都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合以外は、固定資産税の賦課徴収と合わせて行い、都市計画税及び固定資産税の合算額に規定を適用する(法第702条の8)。

- b 延滞金の計算の基礎となる滞納税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる(市税条例第16条第2項)。
 - c 滞納税額に乘じる割合は、本則上、年14.6%(納期限の翌日から一月を経過するまでの期間については、年7.3%)(法第369条、市税条例第13条)であるが、特例として、当分の間、平成26年1月1日以降の期間で、滞納税額に乘じる割合は、年14.6%については、各年の延滞金特例基準割合(令和2年までは特例基準割合。以下同じ)に7.3%を加算した割合を適用し、年7.3%については、各年の延滞金特例基準割合1%を加算した割合を適用する(法附則第3条の2、市税条例附則第3条)(各年度の適用割合については、別表「適用割合の推移」表記載のとおり。)。
 - d 延滞金特例基準割合を用いる延滞金の計算過程に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる(市税条例附則第3条第4項)
 - e 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる(市税条例第16条第5項)。
- ② 令和2年度の第1期固定資産税・都市計画税の延滞金(滞納税額2万6,000円・納期限令和2年4月30日・納付日令和3年1月28日)について
- a 納期限の翌日から1か月間の延滞金(令和2年5月1日から同月31日) $2\text{万}6,000\text{円} \times 2.6\% \times \frac{\text{遅延日数}}{365\text{日}} = 57\text{円}$

b 納期限の翌日から1か月経過後の期間の延滞金

令和2年分（令和2年6月1日から同年12月31日）

$$2万6,000円 \times 8.9\% \times \text{遅延日数} 214 / 365 日 = 1,356円$$

令和3年分（令和3年1月1日から同月28日）

$$2万6,000円 \times 8.8\% \times \text{遅延日数} 28 / 365 日 = 175円$$

c よって、延滞金額は 57円 + 1,356円 + 175円 = 1,588円 → 1,500円

(100円未満切捨)

③ 令和2年度の第2期固定資産税・都市計画税の延滞金（滞納税額
2万6,000円・納期限令和2年7月31日・納付日令和3年1月28日）
について

a 納期限の翌日から1か月間の延滞金（令和2年8月1日から同
月31日） $2万6,000円 \times 2.6\% \times \text{遅延日数} 31 / 365 日 = 57円$

b 納期限の翌日から1か月経過後の期間の延滞金

令和2年分（令和2年9月1日から同年12月31日）

$$2万6,000円 \times 8.9\% \times \text{遅延日数} 122 / 365 日 = 773円$$

令和3年分（令和3年1月1日から同月28日）

$$2万6,000円 \times 8.8\% \times \text{遅延日数} 28 / 365 日 = 175円$$

c よって、延滞金額は 57 + 773円 + 175円 = 1,005円 → 1,000円 (100
円未満切捨)

④ 令和2年度の第3期固定資産税・都市計画税の延滞金（滞納税額
2万6,000円・納期限令和2年12月25日・納付日令和3年1月28日）
について

a 納期限の翌日から1か月経過後の期間の延滞金（令和2年12月
26日から令和3年1月25日）

令和2年分（令和2年12月26日から同月31日）

$$2万6,000円 \times 2.6\% \times \text{遅延日数} 6 / 365 日 = 11円$$

令和3年分（令和3年1月1日から同月25日）

$$2万6,000円 \times 2.5\% \times \text{遅延日数} 25 / 365 日 = 44円$$

- b　納期限の翌日から1か月経過後の期間の延滞金（令和3年1月26日から同月28日）
- c　よって、延滞金額は $11\text{円} + 44\text{円} + 18\text{円} = 73\text{円} \rightarrow 0\text{円}$ （全額切捨）
- ⑤ 以上により、本件延滞金は2,500円（1,500円+1,000円+0円）となる。

(3) ところで、市税条例第13条第5項は、「市長は、納税者又は特別徴収義務者が第1項の納期限までに税金を納付しなかったこと、又は納入金を納入しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、同項の延滞金額を減免することができる。」と規定し、これを受け、市税施行規則第11条第1項は、「条例第13条第5項の規定による納期限後に納入する税金又は納入する納入金に係る延滞金の減額又は免除は、その申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当し、納期限を経過したことについて市長がやむを得ないと認める事情があるときに限り、行うことができる。(以下省略)」と規定の上、第4号には「納税者又は同居の親族が疾病にかかり、又は死亡したため多額の出費を要し、生活が困難と認められるとき。」、第5号には「納税者が失業し、生活が困難と認められるとき。」、第7号には「納税者の責めに帰さない事由により賦課の事実又は督促状送達の事実を知ることができない場合であつて、送達場所に納税を処置すること者がいなかったため納税できなかつたとき。」とそれぞれ規定されている。そこで、以下において、本件延滞金の発生が、市税施行規則第11条第1項第4号、第5号及び第7号に規定する事由に該当するか否か、該当するとして、それが「納期限を経過したことについて市長がやむを得ないと認める事情」があったか否かについて検討する。

ア　まず、上記第4号及び第5号の規定について審査請求人が主張する事由として、令和3年1月の実母の死亡、審査請求人の2度の癌による手術と現在も通院中のため多額の医療費を必要としていること、そのような情勢下で令和3年3月31日に定年退職を迎えたこと等を主

張するが、かかる事実があったとしても、そのために要したという多額の医療費や現在も必要とする審査請求人自身の医療費の額及び定年退職後の審査請求人の経済状況についての主張立証がないうえ、審査請求人が自宅以外にも資産価値のある神戸市[]の本件マンションを所有していることに照らして考える限り、審査請求人に対して2,500円の本件延滞金の納付の減免を認めなければならない事由は到底認め難いといわざるを得ない。

よって、審査請求人が主張する事由は、市税施行規則第11条第1項第4号及び第5号の事由には該当しない。

イ 次に、上記第7号の該当性の有無について判断する。

前記(2)イで認定したところによれば、①処分庁が作成した令和2年4月1日付けの本件納税通知書には、⑦納税義務者である審査請求人の住所及び氏名、①通知書番号(審査請求人の番号[])、⑦本件マンションの固定資産税・都市計画税の課税に係る課税標準額、税額、納付年税額、②納付年税額10万4,000円を第1期から第4期までの4回に分割して、各期2万6,000円の均等割りによる分割納付をすることとし、その納期限を、第1期が令和2年4月30日、第2期が同年7月31日、第3期が同年12月25日、第4期が令和3年3月1日と定め、各期の税額2万6,000円を各納期限までに必ず納税をすることが記載されていたこと、②処分庁は、本件納税通知書を審査請求人の住所地である[]に郵送するため、令和2年4月2日、本件納税通知書を[]郵便局に料金後納郵便物として差し出したこと、③審査請求人は、納付年税額10万4,000円について、上記第1期分から第3期分をそれぞれの納期限までに納付せず、令和3年1月28日に納付年税額10万4,000円を一括で納付したこと、以上の事実が認められ、さらに、④審査請求人作成の「2021年2月4日付け延滞金減免申請書」の記載によれば、同書面には、通知書番号(納税義務者である審査請求人の番号)欄に「[]」、「税額に対

する延滞金額」欄に「1,500円」と「1,000円」とが記載されていることが認められる。

以上認定の事実によれば、審査請求人は、令和3年1月18日に本件マンションの令和2年度固定資産税・都市計画税の納付年税額10万4,000円を納付しているのであるから、処分庁から審査請求人に対して郵送するため、令和2年4月2日[]郵便局に料金後納郵便物として差し出された本件納税通知書が審査請求人に送達されていたことは明らかであり、したがって、審査請求人が本件納税通知書の記載内容を知悉していたことが認められるうえ、審査請求人作成の「2021年2月4日付け延滞金減免申請書」には、自ら本件マンションの令和2年度固定資産税（都市計画税を含む。）の通知書番号欄に納税義務者である審査請求人の番号「[]」を、「税額に対する延滞金額」欄に「1,500円」と「1,000円」と記載していることからすると、審査請求人は、上記延滞金減免申請書を作成する以前に処分庁から送付された本件延滞金の催告書を受領していたと認めるのが相当である。そうすると、審査請求人の主張する事由は、法第20条第1項及び第4項の規定を援用するまでもなく、市税施行規則第11条第1項第7号の事由に該当しないというべきである。

ウ 以上によれば、審査請求人が主張する件延滞金の減免は認めることができない。

(4) なお、審査請求人は、居住する[]では現に延滞金の減免措置を受けていることを理由に、本件処分が不当であると主張するが、地方税の延滞金減免の判断は、それぞれの地方公共団体が、法令又は条例若しくは規則に基づき、それぞれの責任と判断において行うべきものであり、[]の例を根拠に本件処分を論難するのは筋違いの議論というほかなく、失当というべきである。

第5 調査審議の経過

令和4年11月30日 第1回審議

令和4年12月22日 第2回審議

令和5年1月25日 第3回審議

令和5年2月21日 第4回審議

令和5年3月28日 第5回審議

第6 審査会の判断

1 処分庁が適用した規定

- (1) 法369条第2項の規定により、市町村長は、固定資産税を納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事情があると認める場合には、固定資産税に係る延滞金額を減免することができるとされており、法702条の8第1項の規定により、都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとされていることから、都市計画税についても、市町村長は、都市計画税を納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事情があると認める場合には、都市計画税に係る延滞金額を減免することができると考えられる。
- (2) 市税条例第13条第5項の規定により、市長は、納税者が納期限までに税金を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金額を減免することができるとされている。これを受け、市税施行規則第11条第1項は、同項各号のいずれかに該当し、納期限を経過したことについて、市長がやむを得ないと認める事情があるときに限り、延滞金の減額又は免除を行うことができることを定めており、同項第4号は「納税者又は同居の親族が疾病にかかり、又は死亡したため多額の出費を要し、生活が困難と認められるとき。」、同項第5号は「納税者が失業し、生活が困難と認められるとき。」、同項第7号は「納税者の責めに帰さない事由により賦課の事実又は督促状送達の事実を知ることができない場合であつて、送達場所に納税を処置すること者がいないため納税ができなかつたとき。」をそれぞれ規定している。

2 審査請求人の主張の検討

- (1) 審査請求人は、審査請求人の実母の死亡や審査請求人の手術と通院のために多額の費用が必要であること及び審査請求人が定年退職していることから、市税施行規則第11条第1項第4号及び第5号に規定する減免事由に該当すると主張する。しかし、審査請求人が主張する事情により必要となった多額の費用の額や審査請求人の経済状況は立証されておらず、審査請求人が自宅以外に資産価値のある本件マンションを所有していることを考慮すると、審査請求人の生活が困難な状況にあるとは考えられない。したがって、審査請求人の主張する事情が、同各号に規定する事由に該当すると認められないため、審査請求人の主張に理由はない。
- (2) 審査請求人は、本件マンションの令和2年度固定資産税・都市計画税に係る納税通知書及び督促状の送付について郵便局の誤配又は未配達等の可能性が考えられることから、市税施行規則第11条第1項第7号に規定する減免事由に該当すると主張する。しかし、処分庁は、当該納税通知書及び督促状を通常の取扱いによる郵便により審査請求人に発送しており、法第20条第4項の規定により通常到達すべきであった時に送達があったものと推定されるところ、この推定を覆す事情は認められない。したがって、審査請求人の主張する事情が、同号に規定する事由に該当すると認められないため、審査請求人の主張に理由はない。
- (3) 審査請求人は、居住する□において延滞金の減免措置を受けていることを理由に、本件処分が不当であると主張するが、固定資産税の延滞金の減免措置について、法第369条第2項は、やむを得ない理由があると認めるときに市町村長が行うことができると規定しており、それぞれの市町村長が、法令又は条例若しくは規則に基づき、自らの責任と判断で減免措置を行うものであると考えられることから、審査請求人の主張に理由はない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会長 水谷恭子

委員 興津征雄

委員 大原雅之

委員 西上治